

社会福祉法人 シルヴァーウィング
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人シルヴァーウィング役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事・監事・評議員をいう。

(常勤役員等への報酬)

第3条 常勤役員等に対しては、つぎの役員報酬表に定める報酬を支給する。

役員報酬表(月額)

報酬	350,000円
----	----------

(非常勤役員等への報酬)

第4条 非常勤役員等に対しては、1日当たりの執務時間に応じて、次に定める報酬を支給する。

2時間以内	13,000円
2時間超3時間以内	19,500円
3時間超4時間以内	26,000円
4時間超5時間以内	32,500円
5時間超6時間以内	39,000円
6時間超7時間以内	45,500円
7時間超8時間以内	52,000円
8時間超	58,500円

- 非常勤の役員等が、理事会、評議員会、特別業務等に出席の場合、又は監査実施の場合には、1回あたり交通費2,000円を上限として支給する。

附則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

平成27年12月7日 一部改訂

平成29年 7月1日 一部改訂